

研究活動上の不正行為に係る調査結果について（概要）

1. 経緯・概要

2024年8月26日	文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室から本学総務課宛に、同8月23日に匿名による研究不正の告発メールがあったとの情報提供あり。
8月31日	総務課から告発書に記載されていた連絡先に申立手続きの案内を送付。
9月19日	告発者からの返信がないため、総務課から学長に報告。
10月9日	「和光大学構成員の研究・創作上の不正行為に関する取扱規程」第6条に基づき、学長名による調査命令書が公正研究・創作責任者へ提出される。
10月23日	公正研究・創作に関する委員会にて予備調査を実施した結果、本調査の実施を決定。
10月24日	総務課宛に郵送にて匿名による追加の告発書の提出あり。
10月30日	「和光大学構成員の研究・創作上の不正行為に関する取扱規程」第6条に基づき、学長名による追加調査命令書が公正研究・創作責任者へ提出される。
11月5日～	調査委員会にて本調査を実施。

2. 調査

(1) 調査体制

学内委員2名、学外委員2名で構成する調査委員会を設置。

(2) 調査期間

2024年11月5日～2025年3月10日

(3) 調査対象

① 調査対象論文

告発のあった論文 3編

② 調査対象者

本学教員（教授）1名

(4) 調査方法

- ・ 研究論文の引用に関する分析調査
- ・ 調査対象者および関係者からの聞き取り（ヒアリング）調査

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

① 特定不正行為

盗用（ただし、いずれも不正の程度は重大なものとは認められない）

② 特定不正行為以外の不正行為

なし

(2) 認定した論文等

告発された 3編の論文のうち、2編について特定不正行為（盗用）が行われたと認定した。

(3) 不正行為に係る研究者

2 (3) ②と同じ。

(4) 認定理由

告発された 3編の論文のうち、2編の論文について、「他人の研究内容、アイデア、データ又は文章、作品等を適切な手続きを経ることなく流用すること」（「和光大学構成員の研究・創作上の不正行為に関する取扱規程」第2条（3））に該当することは各論文と関連文献の比較対象及び関係者からのヒアリングにより明らかである。いずれの論文においても不正の程度は重大なものとまでは認められないが、研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を怠ったものと認定した。

4. 研究機関が行った措置

対象論文を掲載した刊行元と相談の上、その指示により可能な範囲で訂正記事の掲載、取り下げ等の必要な措置をとるよう調査対象者に勧告した。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

本件が発生した2000年代前半当時には、科学技術研究における研究倫理および研究不正をめぐる認識が、学界においても学内においても現在ほどには十分に共有されていなかったとはいえ、本件は論文執筆の常識的ルールについて調査対象者の初歩的な認識不足から生じたものである。また、当時学部内で不正の可能性を指摘されていた論文が訂正も取り下げもなされないまま文献上に公開され続けていたことについては、研究不正に対する刊行主体としての認識不足が発生の土壌となっていたと判断される。

(2) 再発防止策

- ① 調査対象者本人へ真摯な反省と研究意識の根本的是正を求めるとともに、学内の研究者に対して従前から行っている研究倫理教育を継続して確実に実施することで、研究不正の防止に努める。
- ② 学内で刊行する文献の刊行主体に対し、研究不正防止の厳格化を盛り込んだ投稿規程の見直し検討を依頼し、論文投稿者の研究倫理に対する意識の一層の強化を図る。

以上